

地域活性化包括連携協定書

日進市（以下「甲」という。）、株式会社ヤクルト東海（以下「乙」という。）及び愛知中央ヤクルト販売株式会社（以下「丙」という。）は、地域課題の解決に向け、相互に連携して取り組むことにより、日進市内における地域のより一層の活性化に資するため、次のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域のより一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について具体的な内容をその都度担当部署と協議し、実施の可否を確認しながら連携、協力する。

- （1）健康増進・食育に関すること。
- （2）子育て支援・青少年の健全育成に関すること。
- （3）高齢者・障害者の支援に関すること。
- （4）地域産業・観光の振興・地産地消に関すること。
- （5）教育・文化の推進に関すること。
- （6）地域の安全・安心に関すること。
- （7）災害対策に関すること。
- （8）その他、地域の活性化・市民サービスの向上に関すること。

（定期協議）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を第三者に開示、漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲、乙又は丙以外の者に対し情報を提供することができるものとする。

（本協定の見直し）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、他の全ての当事者に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うことができる。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲、乙又は丙から他の全ての当事者に対し、書面による特段の申し出がない場合は、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

2 甲、乙又は丙は、前項の定めにかかわらず、他の全ての当事者に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、それぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年10月1日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日進市長

乙 岐阜県岐阜市下奈良3丁目8番7号
株式会社ヤクルト東海
代表取締役社長

丙 愛知県半田市浜田町2丁目1番地の2
愛知中央ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長